(4) 港湾荷役料 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

平成 9 年 4 月 1 日実施 九 州 地 方 港 運 協 会 TEL 321-7231

- I 適用範囲(ただし、門司地区についてはP67から掲載) この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、
- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内、)上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内 シ上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

Ⅱ 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 ←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

			金	額
	品目		本船内 → 上屋・野積場内	本船内 < > 上屋・野積場前
	コンテナ	夷 入	785	726
ユ		空	667	616
ニタイズ貨	パレタイズ貨: バンパック バッグコンテ プレスリング	ナ	1,915	1,775
物等	ノックダウン 完成車(重量	自動車 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)	1,477	1,370
	完成車(重量	5トン以上又は容積 20 トン以上のもの)	2,055	1,891
包	袋物		2,577	2,381
1	ベール物		2,506	2,311
у 1 :		雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)	2,859	2,658
装	カートンケ ー ス	機械類(1個当り5トン以上のもの)	2,055	1,891
	クレート	青 果 類	2,106	1,933
品		冷凍品・冷蔵品		4,206

有	タイヤ				1,964	1,834		
	巻 取 紐	〔(内地産)					1,256	1,165
姿			原木	米 南	国 洋	材 材	1,450	1,319
	木材	岸壁揚のもの	,	北	洋	材	1,954	1,830
			製			材	1,511	1,381
貨	非鉄金属類(半	製品・銑鉄・地会)				2,256	2,053
		一般鋼材(口径	12 インチ未	満の鉧	管含む)		1,893	1,789
	鋼 材	鋼管(口径 12 イ コイル	管(口径 12 インチ以上のもの) イル			1,610	1,521	
物	石 材	<u>.</u>				2,283	2,142	
撤	小			1,541	1,392			
貨	鉱 礦 石 (塊)特 殊 鉱 礦 石			2,100	1,932			
物	砂 糖						2,065	1,935

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前 (1 トンにつき単位円)

				金	額	
		品	目		本船内 く → 上屋・野積場内	本船内 → 上屋・野積場前
	コンテ	実 入			785	628
ユ	ナ	空			667	533
ニタイズ貨	パレタイズ(バンパック バッグコン: プレスリン:	テナ			1,206	965
物等	ノックダウン 完成車(重量	ン自動車 量5トン未満かつ容	積 20 トン未満	のもの)	922	737
	完成車(重	量5トン以上又は容	積 20 トン以上	のもの)	1,395	1,115
	袋 物				1,682	1,346
包	ベール物				1,663	1,330
	カート	雑貨類・機械類(1個当り5トン	⁄未満のもの)	1,712	1,370
装	ケー	機械類(1個当り	5トン以上のも	,の)	1,395	1,115
	ス	青 果 類			1,477	1,182
品	クレート	冷凍品・冷蔵品				1,821
	タイヤ				1,102	881
有	巻 取 紙	(内地産)			1,239	991
姿	木材	岸壁揚のもの	原木	米 国 材 南 洋 材	1,119	896
女	木 材	序型物》600		北 洋 材	1,066	853
		/ Nz #hall Et . Nd . Nd . Lul.	製	材	1,110	888
貨	非鉄金属類	(半製品・銑鉄・地		公 図 かた ◆ よ . \	1,737	1,390
	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)鋼材鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)				1,431	1,145 975
物	石	コイル 材			1,203	962
撤	小 肥料原 鉱 礦	麦 科 石 (粉)			1,274	1,019
貨	鉱 礦 特殊鉱礦	石 (塊)			1,426	1,141
物	砂	糖			1,112	889

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内 →上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内 ←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の 車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、 本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内容	割増率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物 全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引します。

4. 分担金等

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 → 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区	分	金	額
(1) 港 湾 福 和 (2) 港 湾 労 働 法 (3) 労 働 安	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	各貨物 (一律) 1トン 各貨物 (一律) 1トン 各貨物 (一律) 1トン	ノにつき 3円

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内 →上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区	分	金	額
(1)港湾福利 (2)港湾労働法関 (3)労働安定		各貨物 (一律)	1トンにつき 4円 1トンにつき 1円 50 銭 1トンにつき 3円 50 銭

5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合 には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当り 32 トン、40 フィート型は 1 個当り 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物 (特大品、変質・発熱・塵挨・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨 天・雪天時荷役及び特殊荷役 (海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴 う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等) の場合は、基本料金の ほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

門司地区に適用される料金の種類及び額(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

I 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内←→ 上屋・野積場内又は、戸前迄 の荷役
- (2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内 → 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積 場前

(1トンにつき 単位円)

			金	額
	品目		本船内 く→ 上屋・野積場内	本船内 → 上屋・野積場前
	コンテナ	実 入	785	728
ユ		空	666	618
ニタイズ	パレタイズ貨 バンパック バッグコンテ プレスリング	ナ	1,891	1,754
貨物等	ノックダウン 完成車(重量	自動車 5トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)	1,481	1,374
7	完成車(重量	5トン以上又は容積 20トン以上のもの)	2,058	1,895
包	袋 物		2,582	2,386
	ベール物		2,510	2,316
		雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)	2,851	2,652
装	装 カートン ケー ストクレート	機械類(1個当り5トン以上のもの)	2,058	1,895
		青 果 類	2,109	1,937
밆	<u>'</u>	冷凍品・冷蔵品		4,218

	タイヤ				1,968	1,840		
有	巻 取 紐	〔(内地産)					1,259	1,169
			原木	米南	国 洋	材 材	1,400	1,274
姿	木材	岸壁揚のもの	,	北	洋	材	1,959	1,834
			製			材	1,513	1,384
貨	非鉄金属類(半	製品・銑鉄・地会)				2,258	2,056
		一般鋼材(口径	12 インチオ	に満の 釒	岡管含む	(2)	1,898	1,795
物	鋼 材	鋼管(口径 12 イ コイル	インチ以上の)もの)			1,614	1,526
	石材	•					2,290	2,150
撤	小 麦 肥 料 原 料 鉱 礦 石(粉)				1,494	1,356		
貨						2,103	1,937	
物	砂	-					2,070	1,941

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内 ←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

				金	ンに*フさ 単位円/ 額
		品目		本船内 ←→	本船内 ↔
			上屋・野積場内	上屋・野積場前	
				781	625
ユ	コンテナ	空		663	530
ニタ	パレタイズ貨	物			
イ	バンパック バッグコンテ	.1.		1,182	945
ズル	ハックコンフ プレスリング				
貨物	ノックダウン	自動車		010	725
等	完成車(重量	5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	918	735
	完成車(重量	5トン以上又は容積20トン以上のもの)	1,388	1,110
包	袋 物			1,674	1,339
.53	ベール物			1,655	1,323
VI.I.		雑貨類・機械類(1個当り5トン未満の	つもの)	1,698	1,359
装	カートン	機械類(1個当り5トン以上のもの)		1,388	1,110
	ケースクレート	青 果 類		1,470	1,177
品		冷凍品・冷蔵品			1,812
	タイヤ			1,097	878
有	巻 取 紙	内地産)		1,234	987
V6-	木材	米		1,082	866
姿	75 12	北 洋		1,061	849
		製	<u> </u>	1,105	884
貨	非鉄金属類	半製品・銑鉄・地金)	٠٠.	1,729	1,383
	<i>₽</i> 図 ++	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含	(J)	1,425	1,140
H-/-n	鋼 材	鋼管 (口径 12 インチ以上のもの) コイル		1,212	970
物	石	材		1,197	958
撤	小	麦			
147	肥 料 原 鉱 礦	科 石 (粉)		1,190	952
貨	鉱礦	石(塊)		1 /00	1 100
物	特殊鉱礦			1,420	1,136
170	砂	糖		1,106	885

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ←→ 上屋・野積場内」の場合(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 → 上屋・野積場前」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の 車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、 本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内	容	割増	率
半夜荷役	 16時30分から21時30分	16時30分から21時30分までの間における荷役		
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日か	ら金曜日までの間	基本料金の	6 割増
	に国民の祝日(振替休日を	含む)がある場合		
	における土曜日を除く。)に	おける荷役		
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷	没	基本料金の	10 割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物 全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引します。

4. 分担金等

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区	分	金額
(1) 港 湾 福 利 分	担 金	各貨物 (一律) 1トンにつき 8円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係	付 加 金	各貨物 (一律) 1トンにつき 3円
(3) 労 働 安 定	基 金	各貨物 (一律) 1トンにつき 7円

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内

← 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区	分	金額
(1) 港 湾 福 利 分 (2) 港 湾 労 働 法 関 係 (3) 労 働 安 定	担 金 付 加 金 基 金	各貨物 (一律) 1トンにつき 4円 各貨物 (一律) 1トンにつき 1円50銭 各貨物 (一律) 1トンにつき 3円50銭

5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。 ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合 には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当り 32 トン、40 フィート型は 1 個当り 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「住訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物 (特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役 (海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等) の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。